

オンデマンド型交通システム運行業務仕様書

1 事業名

オンデマンド型交通システム運行業務

2 事業目的

今治市においては、地域公共交通の路線の縮小に伴い、交通弱者、買い物難民と表現される移動手段を持たない住民が日常生活において不便を強いられている現状がある。

こうした地域課題を解決するため、令和4年度から上浦及び大三島の一部の地域においてオンデマンド型交通システムを導入し、高齢者等を対象とした買い物や通院などの日常生活における移動手段として運行している。

本業務は、現在稼働しているオンデマンド型交通システムの安定的な運行及び運行地域における高齢者等の外出促進を目的として実施するものである。

3 業務内容及び仕様

業務内容は、上浦及び大三島の一部の地域におけるオンデマンド型交通システムのオペレーター業務、運行業務、その他運行管理に関する包括的な業務とし、具体的な業務の仕様については次のとおりとする。なお、運行方法については、今治市地域公共交通活性化協議会（以下「委託者」という。）と協議の上、決定するものとする。

(1) システムの概要

当業務で使用するシステムは、利用申込に対し、リアルタイムで効率的な運行ルートの作成や運行をサポートする目的で、次の要件、機能等を満たすこと。

ア システム要件

(ア) 「配車システム」「ドライバーWEB」「管理者WEB」のシステムを備えていること。

(イ) 前号のシステムは、多段階のセキュリティシステムにより24時間365日体制で監視を実施すること。

(ウ) 電話による配車受付が行えること。

イ システムの機能等

(ア) 申込、配車、運行管理に関わる機能

- ・利用者からの申込を受付し、運行車両へ乗車降車情報をリアルタイムに配信できること。
- ・電話でのオペレーターによる申込登録ができること。
- ・申込締切時間を任意に指定することができること。
- ・運行範囲の設定ができること。
- ・大人、小人の料金のほか、障がい者、高齢者などの減免措置に対応した料金設定が可能であること。

(イ) ドライバーWEB

- ・乗務員に対するナビゲーション機能を有し、利用者の乗降場所及び運行ルートが表示できること。
- ・申込発生時に適切にドライバーに通知する機能を有すること。
- ・ドライバーWEBは、iOS又はAndroidいずれかに対応すること。

(ウ) 運行管理機能（管理者WEB）

- ・管理者WEBは、指定のURLにアクセスすることで利用可能であること。

- ・運行車両の申込状況を把握できること。
- ・利用者情報を登録、修正、削除ができ、リスト表示できること。
- ・利用者の申込状況を把握でき、申込情報を登録、修正、削除できること。
- ・運行する車両を登録、修正、削除できること。
- ・悪天候などによる新規の申込受付停止ができること。
- ・過去の運行記録について確認できること。
- ・利用実績、運行実績を集計することができること。

(エ) システム関連備品等

システムに関して次の備品等を備えること。

- ・システム説明書
- ・利用者（住民等）利用規約
- ・システム設定書
- ・保守、運用体制図
- ・各種マニュアル（運転手用等）

ウ システム保守管理等

(ア) 利用方法の説明・指導業務

- ・委託者のほか、車両運行者等へのシステムの説明及び利用方法の指導を行うこと。

(イ) 保守、運用業務

- ・委託者、利用者等からの電話、電子メールなどによる問い合わせに対応すること。
- ・システム障害が発生した際は、速やかな復旧措置を行うこと。

(2) オペレーションセンター業務

ア オペレーションセンターの設置

- ・利用者からの申込受付、車両運行者への配車指示等を一括して行うオペレーションセンターを設置すること。

イ オペレーションセンターの運営

- ・上記の仕様を満たすシステムを利用し、利用者の申込受付、配車手配を行うこと。
- ・利用者からの利用方法の相談、質問等に対応すること。

(3) 運行管理業務

ア 利用登録

- ・委託者から得た利用者情報をシステムへ登録すること。

イ 停留所の管理

- ・設置した停留所の管理を行うこと。

ウ 停留所の設置

- ・委託者から得た停留所情報をシステムへ登録すること。
- ・必要に応じて停留所の新設、停留所看板設置の支援を行うこと。

(4) 運行業務

ア 車両の確保

- ・当該事業で必要となる車両はリースにより予算の範囲内で確保すること。
- ・車両には、乗車降車情報をリアルタイムに受信できる端末を備えること。
- ・車両には、オペレーションセンターからの連絡を受信できる端末を設置すること。

イ 車両の運行

- ・オペレーションセンターからの配車の指示に応じて、円滑な車両の運行を実施すること。

(5) 実績等の報告

運行の検証に必要な次の実績等の情報を報告すること。

ア 月次報告

- ・申込件数
- ・利用人数
- ・会員登録者数
- ・その他本業務の実施状況の確認に必要な情報

イ 年次報告

- ・申込件数
- ・利用人数
- ・会員登録者数
- ・その他本業務の実施状況の確認に必要な情報

(6) 付帯する業務

当業務の実施に関して、受託事業者は下記業務を行うものとする。

ア 委託者、車両運行者等と必要に応じて打ち合わせを行い、事業進捗に係る相談、支援等を行うこと。

イ オンデマンド型交通システムの稼働に関して、委託者をはじめ、地域住民、地元交通事業者、運輸支局等関係部局への説明資料の提供及び相談、支援等を行うこと。また、必要に応じ、会議等に同席すること。

ウ 利用促進に向けた支援

- ・利用者登録促進のため、住民等に向けた利用促進の取組を支援すること。
- ・利用希望者に対する会員登録の支援を行うこと。
- ・運行状況等を定期的に確認し、利用者の利便性や運行効率の向上に向けた支援を行うこと。
- ・乗り入れ店舗等の新規開拓の支援を行うこと。
- ・エリアスポンサーの新規開拓の支援を行うこと。

4 総括責任者

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めること。

5 業務委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

6 その他留意事項

(1) 受託者の義務

ア 受託者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行すること。

イ 受託者は、本業務の実施にあたり、委託者と詳細な協議を行い、委託者の承認後に業務を遂行すること。なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載の無い事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足すること。

(2) 受託者の負担の範囲

業務の性質上当然実施しなければならないもの、業務に関連する軽微な事項及び業務の関連性から委託者が必要と判断したものなど、当該業務に係る附随業務は、受託者の負担とする。

(3) 疑義の協議

受託者は、常に委託者との連絡を密にし、本仕様書及び契約図書に記載のない事項及び記載内容に関して生じた疑義については、委託者との協議を経て業務を進めること。

(4) 個人情報の保護

本業務を通じて取得した個人情報については、今治市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 21 号）その他関係法令等並びに別記の個人情報の取扱いに関する特記仕様書及び特定個人情報等の取扱いに関する特記仕様書に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

(5) 機密保持

受託者は、本業務の実施時において知り得た情報の取扱いに十分留意し、本業務が完了した後においても第三者に漏らしてはならない。

(6) 著作物に関する使用許可

本業務を実施するに当たって使用する資料等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。

(7) 資料の貸与

本業務の実施に当たって、必要な資料等で委託者が所有するものについては、受託者に貸与する。ただし、本業務完了後、受託者は速やかに返却すること。

(8) 再委託

受託者は、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

なお、委託者の承諾を得る場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて委託者に届け出なければならない。

(9) 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。

(10) 契約不適合

受託者は、本業務終了後であっても、成果品に契約不適合が発見された場合は、受託者の負担で修正を行うこと。

(11) 関係法令等の遵守

本業務の実施に当たって、受託者は適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な実施を図ること。

7 成果品

(1) 提出物

委託業務実施報告書（A 4 判） 紙媒体 2 部及び電子データ一式

(2) 提出場所

今治市地域公共交通活性化協議会（今治市地域振興部地域政策局地域振興課内）

(3) 提出期限

令和 8 年 3 月 31 日

(4) 著作権

本業務における報告書類に関する所有権、著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに定められた権利をいう。）は、委託者に帰属するものとする。また、報告書類は、市が作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとし、受託者は著作者人格権を行使しない。

8 業務の完了及び検査

受託者は、業務完了後、速やかに委託業務実施報告書兼検査（確認）調書（今治市が様式を指定）その他委託者が指示する書類等を提出し、委託者の検査を受けるものとし、加除訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従うこと。なお、加除訂正等にかかる費用は受託者の負担とする。

9 委託料の支払い時期

委託料の支払い時期は、2期とし、それぞれ次に掲げるものとする。

| 区分 | 集約時期 | 支払い時期 |
|-------------|------|-------|
| 第1期（4月～9月） | 10月 | 11月 |
| 第2期（10月～3月） | 3月 | 4月 |

10 連絡・問合せ先

今治市地域公共交通活性化協議会（今治市地域振興部地域政策局地域振興課内）
〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1
電話番号 0898-36-1514（直通）
メールアドレス chiiki@imabari-city.jp

